

現状の課題と対応について (参考資料)

地方公営企業の料金収入の状況

全体の料金収入は、8兆9,273億円で、前年度に比べ111億円、0.1%減少している。なお、過去5年間の推移をみると、平成20年度の料金収入と比較して6,496億円、6.8%減少となっている。

事業別では、下水道事業を除く法適用事業では料金収入が収益の中心となっているが、下水道事業では半分を下回り、その他事業も7割程度となっている。

(単位：億円、%)

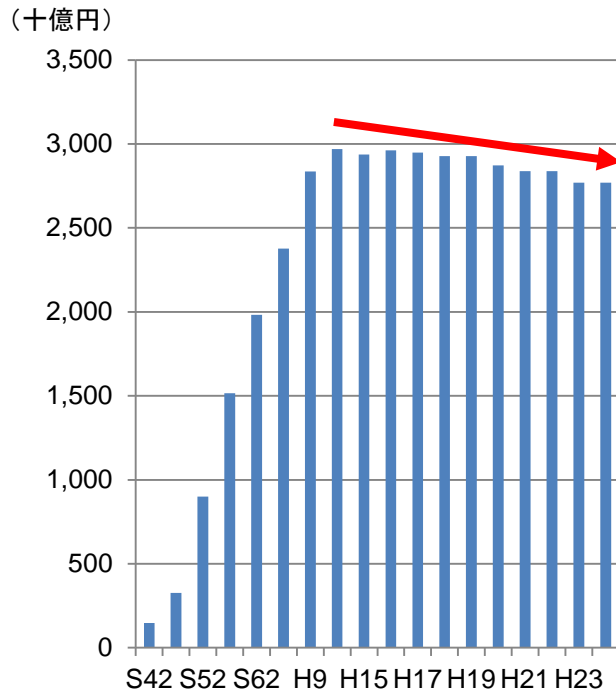
区分 年度 事業	法適用企業			法非適用企業			合 計			
	23 (A)	24 (B)	増減額 (B) - (A)	23 (C)	24 (D)	増減額 (D) - (C)	23 (E)	24 (F)	増減額 (F) - (E)	増減率 (F) - (E) / (E)
水道 (含簡水)	27,060 (91.0%)	27,065 (91.2%)	4	639 (71.5%)	627 (71.4%)	△ 12	27,699 (90.4%)	27,691 (90.6%)	△ 8	△ 0.0
工業用水道	1,297 (89.2%)	1,293 (89.0%)	△ 4	-	-	-	1,297 (89.2%)	1,293 (89.0%)	△ 4	△ 0.3
交 通	6,403 (83.9%)	6,486 (85.5%)	83	37 (41.3%)	38 (43.7%)	1	6,441 (83.4%)	6,524 (85.0%)	84	1.3
電 気	668 (93.1%)	661 (92.3%)	△ 7	50 (86.3%)	64 (91.7%)	14	718 (92.6%)	724 (92.2%)	7	0.9
ガ ス	845 (89.2%)	920 (90.8%)	74	-	-	-	845 (89.2%)	920 (90.8%)	74	8.8
病 院	31,987 (80.9%)	32,087 (81.4%)	100	-	-	-	31,987 (80.9%)	32,087 (81.4%)	100	0.3
下 水 道	8,759 (52.5%)	9,094 (53.4%)	335	6,087 (42.4%)	5,895 (42.5%)	△ 192	14,845 (47.8%)	14,989 (48.5%)	143	1.0
そ の 他	2,733 (76.3%)	2,178 (71.4%)	△ 555	2,820 (69.8%)	2,867 (69.0%)	48	5,552 (72.9%)	5,045 (70.0%)	△ 507	△ 9.1
合 計	79,752 (79.6%)	79,783 (79.8%)	31	9,633 (49.5%)	9,491 (49.8%)	△ 142	89,385 (74.7%)	89,273 (75.0%)	△ 111	△ 0.1

(注) ()内の数値は、総収益に占める料金収入比率である。

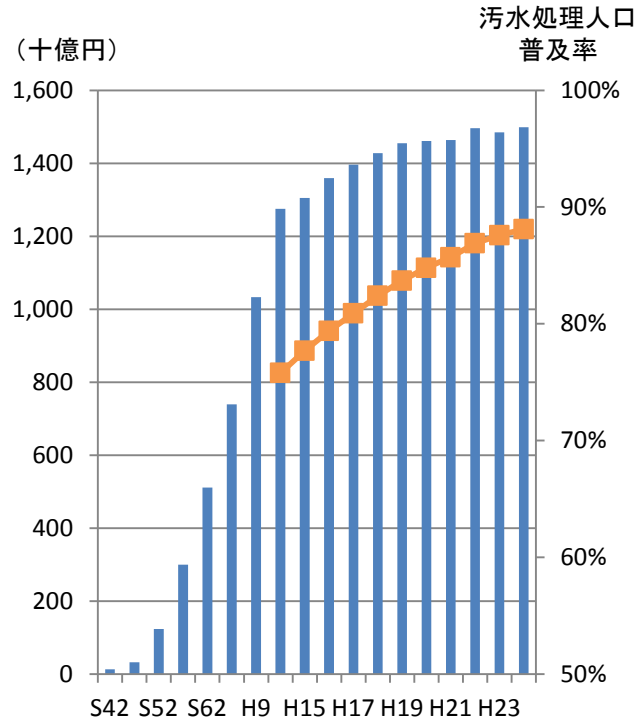
各事業の営業収益(料金収入)の推移

- 水道事業及び工業用水道事業は、有収水量の減少により料金収入が減少している状況にある。
- 下水道事業の料金収入は普及率の上昇に伴い増加傾向にあるが、普及率の高止まりに伴い、今後水道事業等と同様の状況になることが想定される。
- 料金の取扱いの検討に際しては、有収水量の減少を前提とする必要があるのではないか。

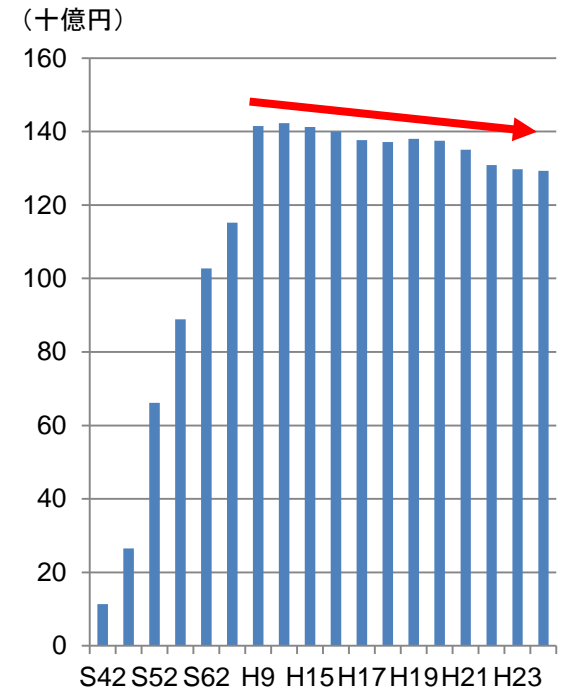
水道事業



下水道事業



工業用水道事業



出典：総務省「決算統計」

経済再生と財政健全化の好循環 ー地方財政制度ー

(地方財政改革の推進)

- 公営企業等については、公営企業の経営に係る新たな考え方や第三セクター等の経営改革に関するガイドラインを示すことを始め適切な支援を行い、公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る。
- 「公立病院改革プラン(5か年計画)」に基づく取組の成果を総務省・厚生労働省が連携して評価した上で、地域医療構想の策定に合わせ、今年度中に、新たな公立病院改革ガイドラインを策定する。

(地方財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメントの強化)

以下の取組を促進し、地方公共団体に関する財政マネジメントの強化を図る。

- 各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する。
- 現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。
- 公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点に立って、更新・統廃合・長寿命化など総合的かつ計画的な管理を行うため、各地方公共団体における「公共施設等総合管理計画」の策定を促進する。

経済再生と財政健全化の好循環 ー社会資本整備ー

(基本的な考え方)

社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既設施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進する必要がある。

また、国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災対策、老朽化対策等の諸課題に対して一層の重点化を図りつつ、人口減少・高齢化、財政制約の下、民間活力の最大限の発揮等による効率化を図りながら、マネジメントを重視した社会資本整備を計画的に推進することが求められる。

このため、集約・活性化、都市・地域再生等の観点からの社会資本の整備目標についての重点化・優先順位付け、インフラの利用の在り方、効果的・効率的な政策手段の在り方等について見直しを行い、以下の取組を推進する。

経済再生と財政健全化の好循環 — 社会資本整備 —

(民間能力の活用等)

民間の資金・ノウハウを活用し、できるだけ税財源によらずに効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、集中強化期間や数値目標を設定し(コンセッション方式について今後3年間で2～3兆円)、その実現に向けて国・地方が連携して取り組むことで、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速する。 (重点分野毎の数値目標：空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件)

コンセッション方式を空港、上下水道、道路等へ積極的に導入するとともに、道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を可能とする法律の改正を踏まえ、PPPを活用した具体的な事業実施に向け、民間投資を喚起する観点からの容積率の緩和等を含め、検討を加速する。地方公共団体へインセンティブとなるよう官民連携効果の高い投資へ重点化する。

収益施設等を活用したPPP/PFI事業による維持管理・更新を推進するとともに、公営住宅分野において事業に先立ってPPP/PFIの導入を検討する地方公共団体の取組を推進する。

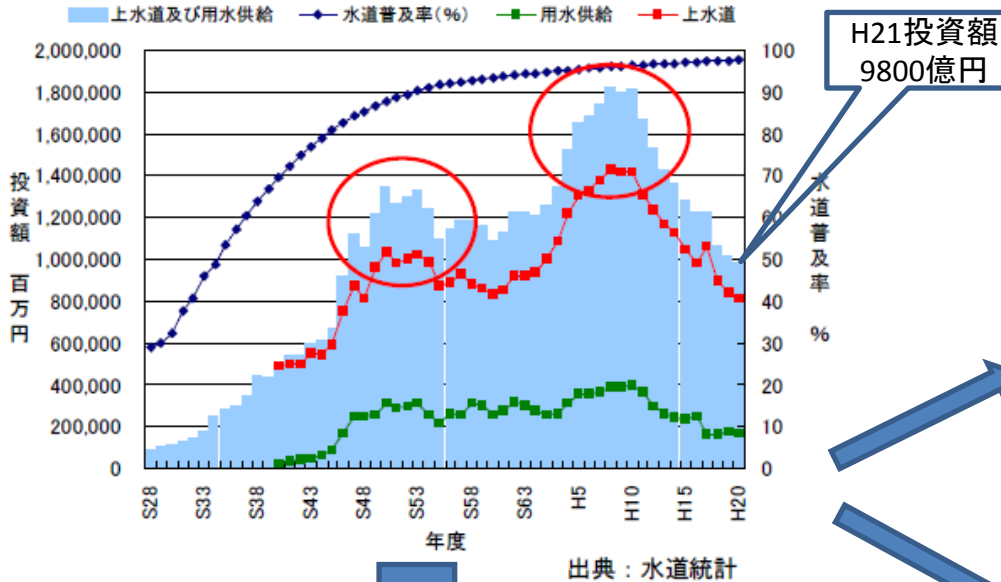
地方公共団体の取組を支援するため、国の体制を強化するとともに、国と地方公共団体が連携しつつ、地方公共団体におけるPPP/PFI事業の案件形成機能の強化・充実を図る。

地方公共団体におけるPPP/PFIの推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者によるPPP/PFI事業への参入を促進する。また、地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、支援の在り方を検討する。

水道事業の更新投資の推計

参考資料

水道への投資額の推移(平成20年価格)



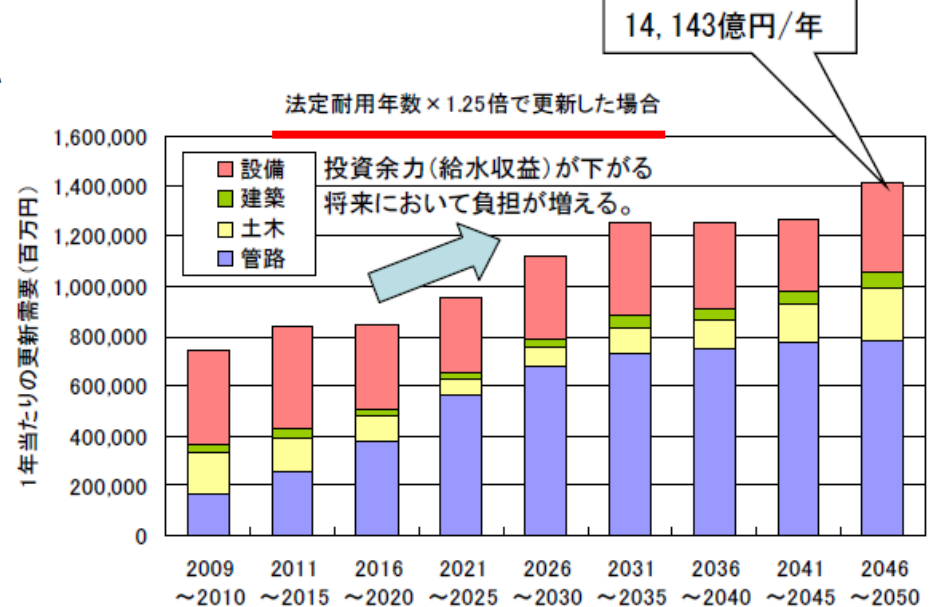
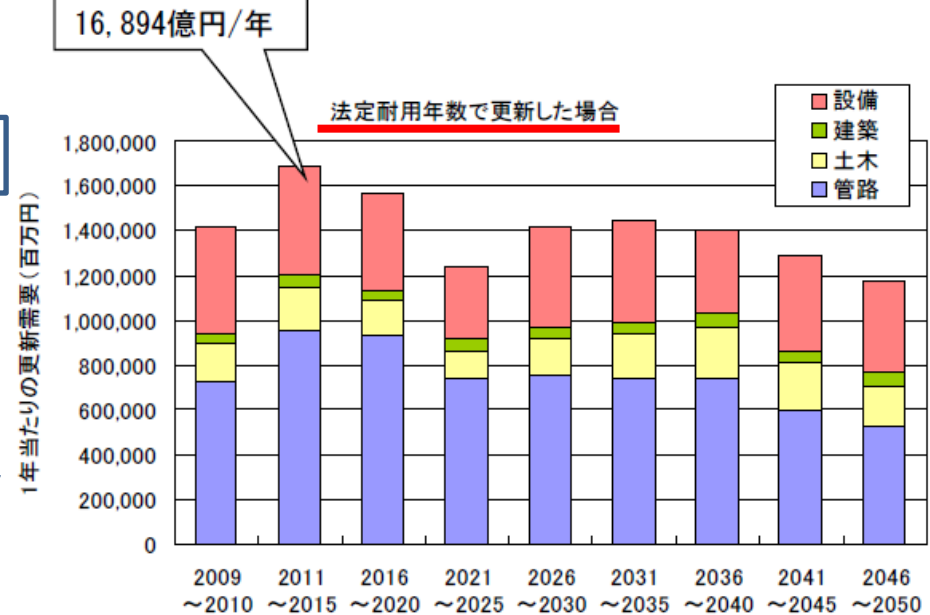
平成20年度末資産額 46.7兆円

【更新の現状】※日本水道協会調べ

	H21	H22	H23
水道管の更新率(%)	0.87	0.79	0.77
法定耐用年数を 超えた水道管(%)	7.1	7.8	8.5

減少

増加



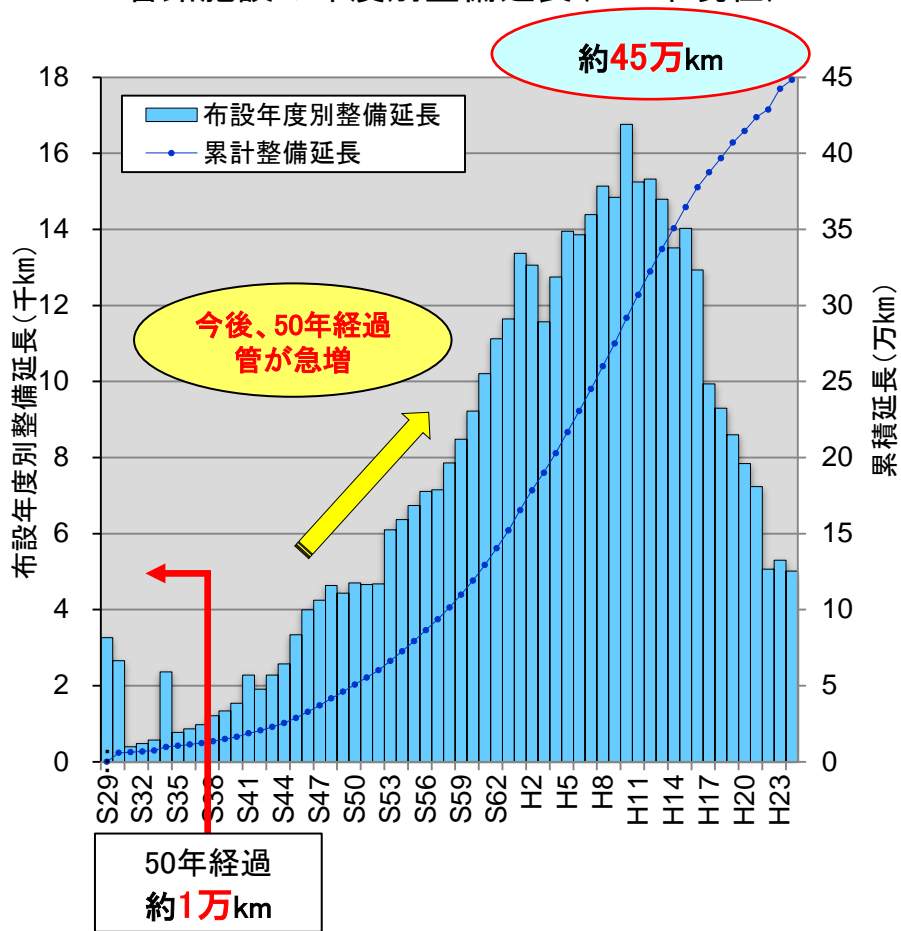
出典：厚生労働省資料

下水道ストックの現状

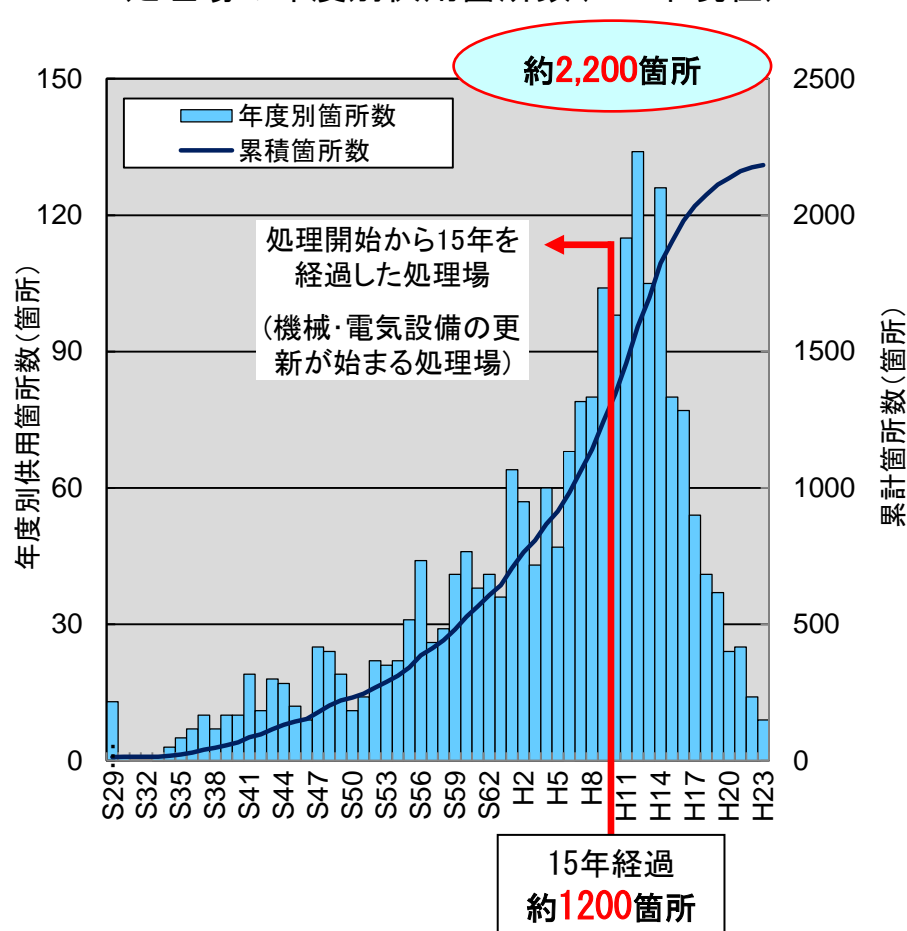
参考資料

- 管路延長は約45万km、処理場数は約2,200箇所など下水道ストックが増大。
- 下水道施設は、常時稼働しているため、年数とともに老朽化が着実に進行。
- 今後、改築需要のピークを迎える。

管路施設の年度別整備延長(H24末現在)



処理場の年度別供用箇所数(H23末現在)



出典:国土交通省資料

総務省による地方公営企業の改革に向けた取組み

- 公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方を絶えず見直していくことが不可欠。

<公営企業を取り巻く環境>

- 人口減少 □インフラ強靱化、大量更新期の到来 □財政健全化法の施行 □地方分権改革

経営手法の検討

□ 公営企業の抜本改革

(平成21～25年度)

→「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成21年7月8日付通知)

→第三セクター等改革推進債
(平成21年度～平成25年度)

※平成28年度までの経過措置(平成26年4月施行)

(平成26年度～)

→「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付通知(「留意事項通知」))。

事業・サービスの必要性の検証等、経営のあり方について引き続き不断の見直しが必要。

経営状況の把握

□ 地方公営企業会計基準の見直し

(平成26年度予算・決算から)

→損益、資産等の正確な把握。

□ 公営企業会計の適用拡大

(研究会報告書(平成26年3月)、
「骨太の方針2014」(平成26年6月))

→今後の取組の考え方をロードマップとして提示(平成26年8月29日付)。

経営状況等をよりの確に把握するため、公営企業会計の適用拡大。下水道事業及び簡易水道事業について、重点的に推進。

※ 来年1月を目途に要請(予定)。

経営戦略の構築

□ 資本制度の見直し

(平成24年4月から)

→経営の自由度を高め、議会・住民によるガバナンスを強化。

□ 経営戦略に基づく経営

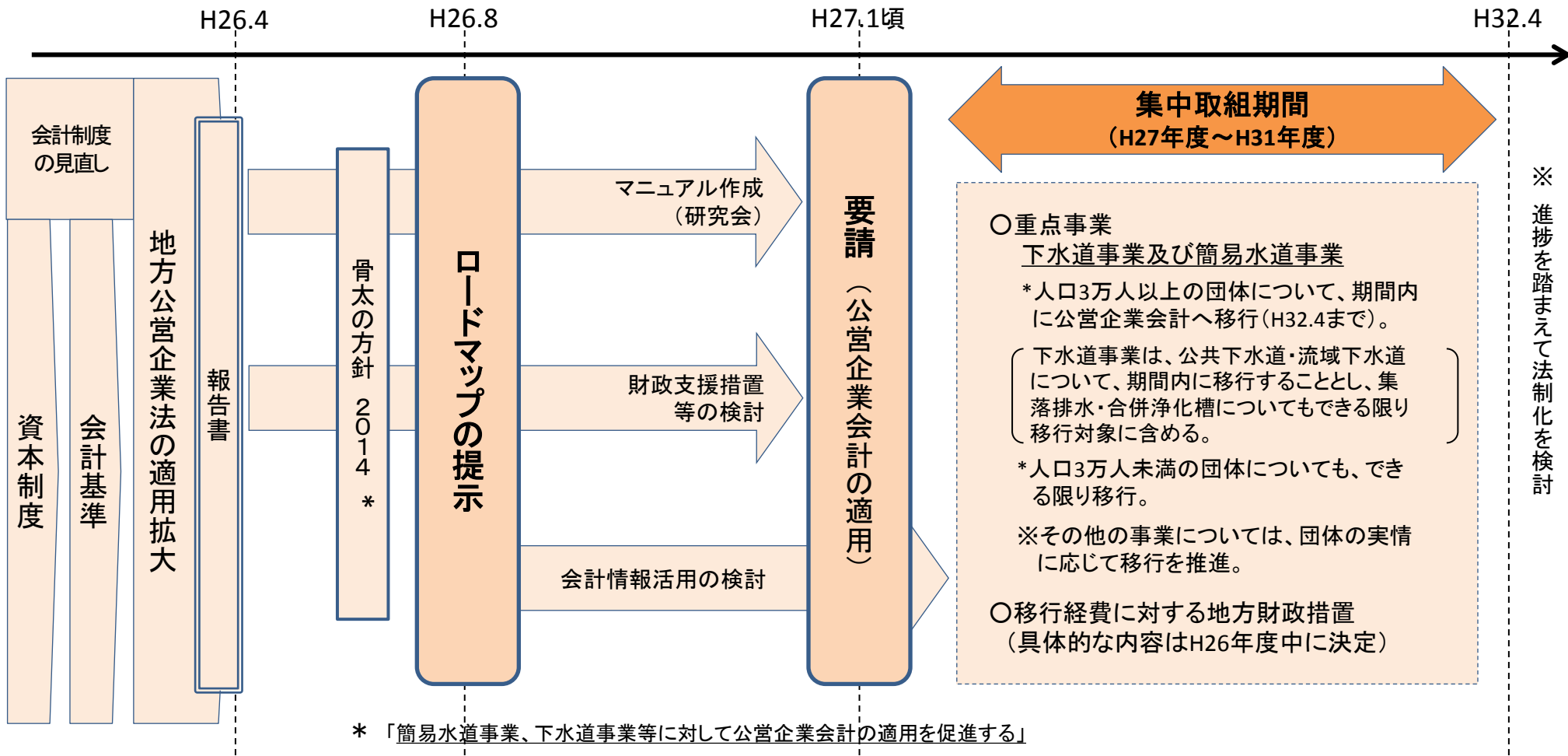
(研究会報告書(平成26年3月)、
「骨太の方針2014」(平成26年6月))

→中長期的な視点に立った「経営戦略」の策定等を要請(「留意事項通知」)。

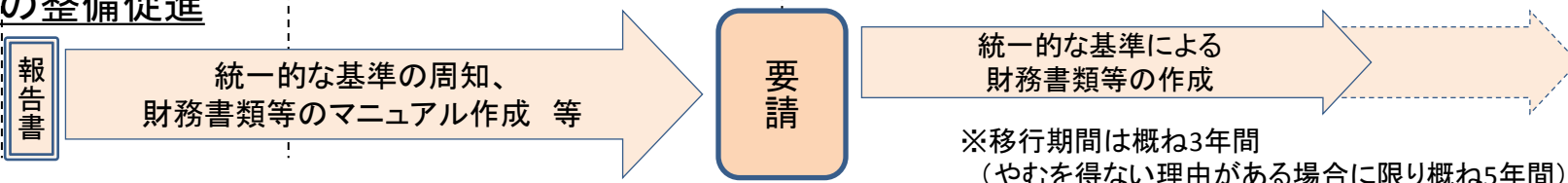
住民サービスを安定的に継続するために、財務の健全性とインフラ更新の両立を図ることが必要。

公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ

○公営企業会計の適用拡大



○地方公会計の整備促進



第三セクター等の抜本的改革の成果と課題

- 平成21年度から進めている第三セクター等の抜本的改革は、全国的に見れば、地方公共団体による財政支援の大幅な減少、赤字法人や債務超過法人の整理等、相当の成果が挙げられている。
- 第三セクター等改革推進債は、200件弱、約1兆円の許可が行われる等、有効に活用されている。
- 採算性を失っている等の状況にある第三セクター等も一部には存在している。

○第三セクター等の抜本的改革の進捗状況

(単位:億円、法人)

	平成20年度	平成24年度	増減率
地方公共団体の損失補償・債務保証額	74,784.0	49,634.5	-33.6%
借入額	168,412.5	120,964.2	-28.2%
地方公共団体からの借入額	46,362.2	45,525.3	-1.8%
地方公共団体以外からの借入額	122,050.4	75,438.9	-38.2%
地方公共団体からの補助金等交付額	4,378.8	3,002.3	-31.4%
法人数(総数)	8,685	7,952	-8.4%
経常赤字法人数	2,783	2,711	-2.6%
債務超過法人数	409	314	-23.2%

※各年度の「第三セクター等の状況に関する調査」(公営企業課)による。

※地方公共団体が出資又は出えんを行っている社団法人、財団法人及び会社法法人と地方三公社の状況である(特別法に基づき設立された法人等を除く。)

※「経常赤字法人数」「債務超過法人数」は地方公共団体の出資比率が25%未満の法人及び財政援助を行っていない法人を除く。

※「法人数(総数)」は各年度末時点の数であり、それ以外は各年度末直近の財務諸表による。

○第三セクター等改革推進債の許可額(平成21年度～25年度の累計)

196件・9,536億円

(第三セクター 31件・1,430億円、地方公社 131件・7,085億円、公営企業 34件・1,020億円)

第三セクター等の経営健全化等に関する指針(平成26年8月5日付け自治財政局長通知)

現状と課題

- 第三セクター等の経営健全化の取組(H21~25年度に集中的に実施)
(地方公共団体が行う損失補償・債務保証 7.5兆円 → 5.0兆円(▲33.6%)、補助金等交付額 4,380億円→3,000億円(▲31.4%))
- 平成26年度以降も、取組が遅れている第三セクター等を中心に、効率化・経営健全化について不断の取組が必要。
- 現下の社会経済情勢を踏まえれば、第三セクター等を活用した地方の創生等についての検討も必要。

対応

- 第三セクター等の経営改革等に関する新たなガイドラインとして、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定。同指針を踏まえた助言等により地方公共団体の取組を支援。

<指針の内容>

昨年度までは、基本的にすべての第三セクター等について、存廃を含めた抜本的改革の推進を要請。

新たな指針では、第三セクターの経営健全化と適切な活用による地域の元気創造の両立を要請。

第1. 本指針の基本的な考え方

第2. 地方公共団体の第三セクター等への関与

- ・経営状況等の把握、監査、評価
- ・議会への説明と住民への情報公開
- ・経営責任の明確化と徹底した効率化等
- ・公的支援(財政支援)の考え方

第3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化

- ・第三セクター等の経営健全化についての役割分担
- ・抜本的改革を含む経営健全化
- ・債務調整を伴う処理策

第4. 第三セクター等の設立

第5. 第三セクター等の活用

- ・地方公共団体の区域を超えた活動
- ・民間企業の立地が期待できない地域における事業実施
- ・公共性、公益性が高い事業の効率的な実施

第6. その他